

# 宮城県森林審議会森林保護部会議事録

日 時：令和6年12月17日（火）

午前10時30分から午前11時30分まで

場 所：宮城県庁行政庁舎4階 特別会議室

## 議 事

- 宮城県防除実施基準の変更（案）について
- 高度公益機能森林の区域の指定（案）について
- 令和7年度農林水産大臣命令の区域（案）について



## 宮城県森林審議会森林保護部会議事録

### 1 開会（司会：事務局）

ただいまから、宮城県森林審議会森林保護部会を開会いたします。

本部会の構成員は5名でございますが、本日、4名の委員の御出席をいただいておりますので、宮城県森林審議会規程第8条第5項の規定により、定足数を満たしており、本部会が成立していることを御報告いたします。また、本日の部会は、宮城県情報公開条例第19条及び宮城県森林審議会規則第9条に基づき、公開となっておりますことをお知らせいたします。

それでは開会に当たりまして、当部会の部会長でございます、大内部会長から御挨拶申し上げます。

### 2 挨拶（大内部会長）

ただいま紹介のありました、森林保護部会の部会長の大内でございます。会議の開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

本部会は、森林審議会規程に基づき、森林病虫害の防除に関する事項を審議することとされておりますが、宮城県においては、松くい虫による森林被害対策が重要な課題のひとつとなっております。

本県の松くい虫被害の状況ですが、県によりますと、令和5年度の被害量は対前年度比93パーセントとなる8,493立方メートルに減少しているものと聞いております。

一方で、今年の夏は、高温少雨であったことから、被害の増加が懸念されております。特に、私の担当している地域であります、特別名勝松島地域の奥松島地域において、被害が大きくなっており、本日の審議事項の中でも対策の区域を広げる審議等も行うので、引き続き関係機関で連携した対策が必要になっていると考えております。

本日は、お手元の次第にありますとおり、3件について御審議をいただくことになっております。

松くい虫防除対策の更なる推進に向けて、委員の皆様から忌憚のない御意見をいただきますようお願い申し上げます、開会の挨拶とさせていただきます。

### 3 出席者紹介等（司会：事務局）

会議に先立ちまして、本日御出席いただいております委員の皆様を、お手元に配布しております次第裏面の出席者名簿の順に御紹介させていただきます。

国立研究開発法人森林研究・整備機構、森林総合研究所東北支所主任研究員の綾部委員です。

宮城県森林組合連合会代表理事会長の大内委員です。大内委員には、本部会の部会長をお引き受けいただいております。

宮城県町村会副会長の須田委員については、本日、欠席でございます。

東北森林管理局仙台森林管理署署長の竹中委員です。

ひと・環境設計の星委員です。

続きまして、事務局の職員の紹介をさせていただきます。

宮城県水産林政部副部長の大信田です。

水産林政部技術参事兼森林整備課長の村上です。

森林整備課技術副参事兼総括課長補佐の佐藤です。

私は、本日司会をさせていただきます森林整備課副参事兼総括課長補佐の梶村です。

どうぞよろしくお願いいたします。

続いて議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。次第が表紙となっております資料を閉じた冊子が1部、次に令和6年12月13日付け宮城県森林審議会会長宛の諮問の通知文の写しが1枚。右上に資料1と記載された冊子が1部、右上に資料2と記載された冊子が1部、計4つの資料になります。資料の不足がありましたら、お申し付けください。

よろしいでしょうか。

ここで本日の日程を御説明いたします。お手元に配布しております次第にありますとおり、審議事項3件及び情報共有2件を予定しております。

#### 4 審議事項

##### 【司会：事務局】

それでは議事に入らせていただきます。議事の進行につきましては、宮城県森林審議会規程第8条第5号の規定により、部会長が議長を務めることとなっております。それでは大内部会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

##### 【大内部会長】

議事の進行をさせていただきます。よろしくお願いいたします。それでは3の審議事項に入らせていただきます。令和6年12月13日付けで知事から諮問がありました、「宮城県防除実施基準の変更（案）について」「高度公益機能森林の区域の指定（案）について」及び「令和7年度農林水産大臣命令の区域（案）について」であります。事務局から説明をお願いいたします。

##### 【村上森林整備課長】

森林整備課長の村上でございます。

早速、3の審議事項について御説明させていただきますが、それに先立ちまして、森林保護部会の概要及び審議会の説明についてと松くい虫被害の現状について、担当職員より説明させていただきます。

#### ○ 森林保護部会の概要及び宮城県松くい虫被害の現状について

(1) 事務局説明 参考資料について事務局から説明

#### ○ 宮城県防除実施基準の変更（案）について

(1) 事務局説明 資料1（P1～）について事務局から説明

(2) 質疑応答

##### 【大内部会長】

高度公益機能森林とそれを保護するマツ林について、2kmという範囲は国の指定になるのか。

##### 【木村技術主任主査】

県知事の指定になります。

**【大内部会長】**

だんだん被害が増えてきているので、この範囲をもう少し広げてもいいのかなと思いますけれど、2 km ということで了解しました。

**【綾部委員】**

漁協と連携して空中散布を実施されるということでしたが、具体的な話の方は進んでいるのでしょうか。

**【木村技術主任主査】**

すでに、出先の東部地方振興事務所の方で関係する漁協さんの方とは話をしていると聞いておりまして、そちらの方では実施について進めてほしいという声をいただいております。

**【大内部会長】**

他に御質問等ございますか。御質問がなければ審議事項の2の高度公益機能森林の区域の指定（案）について、事務局から御説明をお願いします。

○ 高度公益機能森林の区域の指定（案）について

(1) 事務局説明 資料1（P3～）について事務局から説明

(2) 質疑応答

**【星委員】**

区域の中に田代島の指定はあるのでしょうか。といいますのも、田代島に NPO 法人を作っております、田代島の文化を伝承する会というのですが、そこで、松くい虫の被害が結構出ていると聞いていたものですから、お伺いしました。

**【木村技術主任主査】**

今回のものは海岸防災林の指定になっておりました。それとは別に田代島も方も高度公益機能森林と市町村の指定する地区保全森林に既に入っております。田代島については、先ほど説明の中にもありました、特別防除というヘリコプターを使った薬剤散布を例年行っておりましたので、そういった形で薬剤の散布で予防しながら伐倒駆除を進めております。

**【大内部会長】**

他に御質問等ございますか。御質問がなければ審議事項の3の令和7年度農林水産大臣命令の区域（案）について、事務局から御説明をお願いします。

○ 令和7年度農林水産大臣命令の区域（案）について

(1) 事務局説明 資料1（P11～）について事務局から説明

(2) 質疑応答

【大内部会長】

先ほど、課長の方から説明ありましたが、これは毎年同じような形で国の方からお金をもらって防除する関係で、審議しなければいけないということで、議題に上げていただいております。特別変わりはないということによろしいでしょうか。

【村上森林整備課長】

昨年度からは変わりなしということになります。

【大内部会長】

ただいま事務局から説明をいただきましたが、御意見や御質問等ございますか。

(特に無し)

質問が無いようですので、審議事項についてお諮りいたしたいと思いますがよろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。審議事項の「宮城県防除実施基準の変更(案)について」「高度公益機能森林の区域の指定(案)について」及び「令和7年度農林水産大臣命令の区域(案)について」原案のとおり適当と認める旨の答申をすることとしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

異議無しということでございますので、各審議事項については、原案のとおり適当と認める旨の答申をすることと決定いたしました。

以上をもちまして、審議事項について終了いたします。御協力大変ありがとうございました。

#### 4 情報提供

【司会：事務局】

大内部会長ありがとうございました。それでは4の情報提供について事務局から説明させていただきます。

(1) 事務局説明 資料2について事務局から説明

(2) 質疑応答

【司会：事務局】

今の説明について、御意見や御質問等ございますか。

【大内部会長】

班長が私のところに資料説明に来た時お願いしたのですが、特別名勝地域のヘリ搬出をしている

部分で、唐戸島がある外洋側から冬に搬出しているのですが、海苔養殖の人に細かい葉や枝が多いと言われてしまいました。船は1台、2台用意して回収しているのですが、どうしても、ヘリで吊って風圧で落ちてしまう枝があって、漁協の方からなんとかしてくれと言われてきました。拾うようにはしているものの、細かいのは拾いきれていないようで、今後、海苔養殖のところを外すとか、時期をずらす等、そういう仕事の方法もご検討いただければと思います。

**【大信田副部長】**

春であれば大丈夫でしょうか。

**【大内部会長】**

春の方がいいみたいです。

**【大信田副部長】**

事務所も市町村も被害調査を実施していると思いますけれども、被害木調査を秋冬に唐戸の辺りなどの養殖に関わる場所を実施して、春駆除でやるような形を取ればいいと思いますので、調整していきたいと思います。

**【大内部会長】**

詳しい位置については、担当の方から連絡するように伝えます。

**【村上課長】**

いろいろ情報収集して、海苔養殖等に支障ないようにしていきたいと考えております。

**【綾部委員】**

令和7年度は亘理町の方で空中散布実施されるということで、植栽木に被害が見られているということでしたが、その被害木は適宜、伐倒駆除を実施しているということでよろしいでしょうか。

**【木村技術主任主査】**

被害木が出た場合は県営の伐倒駆除の対象エリアに入っておりますので、計画的に搬出していききたいなと思っております。

5 その他

**【司会：事務局】**

他には御質問よろしいでしょうか。情報提供については以上にさせていただきます。それでは5のその他に移ります。委員の皆様から何かありますでしょうか。では、事務局から何かありますか。

以上をもちまして、宮城県森林審議会森林保護部会の一切を終了させていただきます。本日は、誠にありがとうございました。

〈 閉 会 〉